



こうち山の日推進事業費補助金の拡充(R7)

〈現状と課題〉

- ・当事業では、「県民一人一人が森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を高める」という"こうち山の日"の考え方に準じた普及啓発活動を支援
- ・本県における"緑の少年団"の活動は他都道府県と比較して活発とは言えず、子どもたちによる県民参加の取組を活性化させる必要がある
- ・造林推進プランの策定や全国植樹祭のR10開催などを背景に、森を守る活動に対しても「伐って植える」ことの重要性が高まっているが、本事業において実施されている植樹活動は年1～2件と限定的
- ・（公社）高知県森と緑の会を経由する間接補助事業であるが、事業執行に必要な事務費が不足している

〈拡充の内容〉

- ① 緑の少年団の活動に支援を行い、活性化と緑の少年団の拡大に繋げる・・・緑の少年団を支援する事業を別枠で新設
- ② 植樹活動に取り組みづらい環境を改善し、県民参加型の植樹活動を推進する・・・植樹活動を支援する事業を別枠で新設
- ③ （公社）高知県森と緑の会の事業執行上必要な事務費を見直すと共に、緑の少年団の拡大に必要なパンフレット作成経費を追加する

〈既存事業〉

- 事業実施主体：
市町村、教育委員会、一部事務組合、
法人若しくは任意団体
- 補助対象事業：
「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に
資する次の取組
（１）森づくりの活動
①間伐、②環境整備、③植樹、④竹林整備
（２）木使いの活動
①木工、②木材普及
（３）森林体験と教育
①森林体験、②森林環境教育
- 補助率：定額
- その他事業実施基準：
作業補助員の賃金は補助実績額の20%以内
- 実施見込 25団体程度



〈「緑の少年団」活動支援〉

- 事業実施主体：
（既存事業と同じ）
- 補助対象事業：
子ども会等の団体が行う活動
※参加者が団体の構成員のみの活動も対象
- 補助率：定額
- その他事業実施基準：
（既存事業と同じ）
- 実施見込 10団体程度

新設①



〈植樹活動支援〉

- 事業実施主体：
（既存事業と同じ）
- 補助対象事業：
「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に
資する植樹活動（既存事業と別枠）
※植樹活動の前準備の地寄せを対象にする
※植樹活動の次年度以降の下刈りも対象にする
※既存事業との併用を可とする
- 補助率：定額
- その他事業実施基準：
（作業補助員の賃金に上限なし）
- 実施見込 5団体程度

新設②

〈附帯事務費〉

現在不足している附帯事務費を見直すと共に、上記事業新設に伴い増加する経費を増額
[人件費＋諸経費＋事務費＋緑の少年団パンフレット作成委託費]

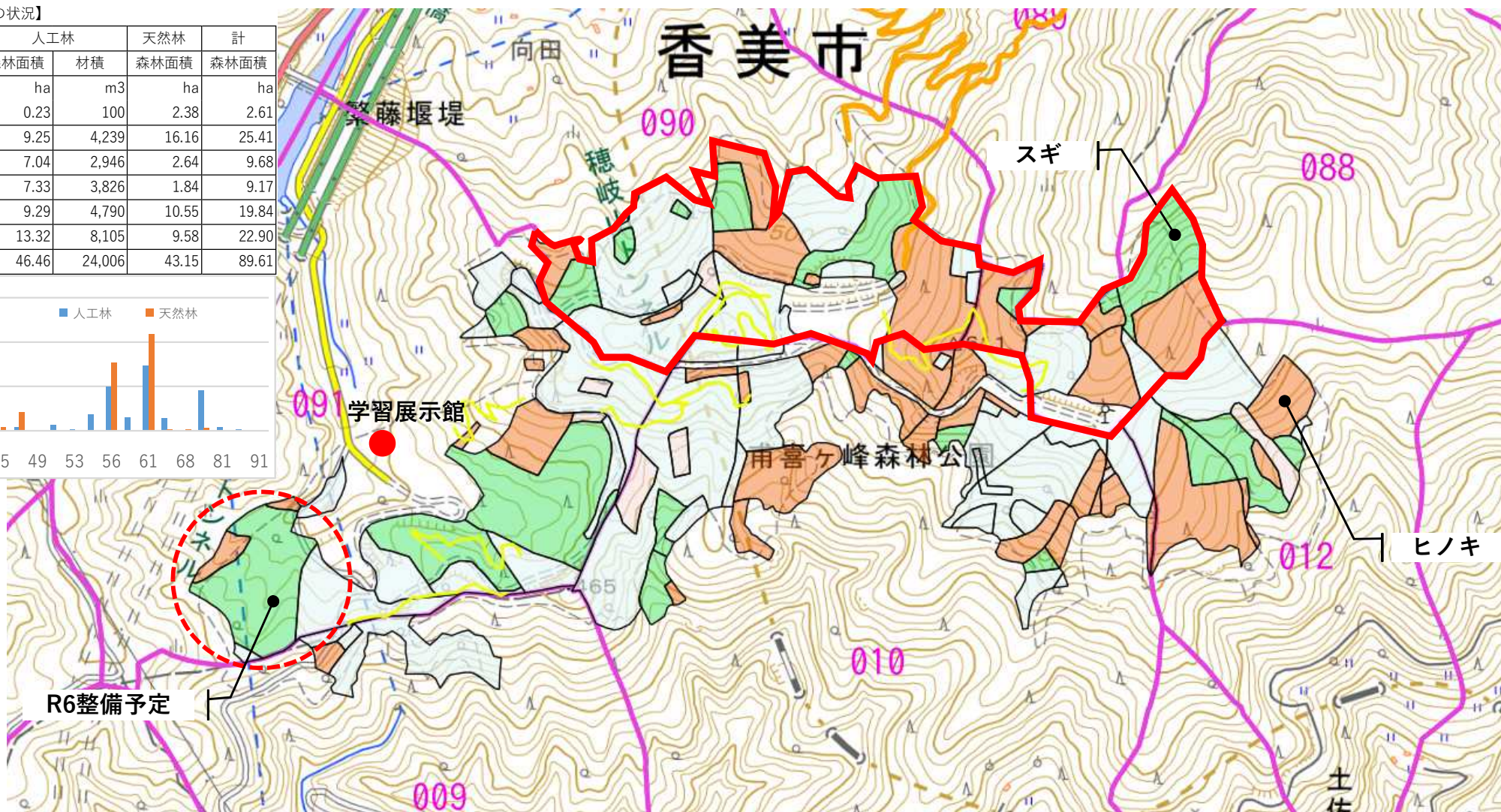
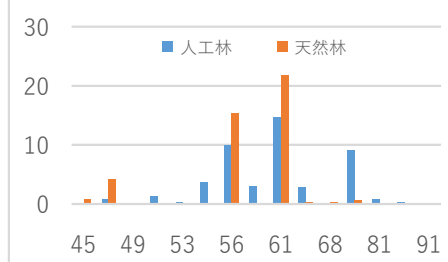
拡充③

甫喜ヶ峰 森林公園展示林整備工事費

- 甫喜ヶ峰森林公園の森林面積90haのうち、人工林は46ha（55～60年生主体）
- 平成18年に保育間伐を実施して以降、森林整備が行われていない（令和6年度に森林整備を5ha実施予定）
- 令和10年の全国植樹祭に向けて、前回会場の甫喜ヶ峰森林公園の森林整備を進める
- 整備は令和7～9年度の3カ年で実施（主に作業道整備(2,000m)と搬出間伐(17ha)）
- 3年間の複数年契約、令和7年度にプロポーザル方式により事業者を選定

【森林の状況】

林班	人工林		天然林	計
	森林面積	材積	森林面積	森林面積
	ha	m3	ha	ha
9	0.23	100	2.38	2.61
10	9.25	4,239	16.16	25.41
12	7.04	2,946	2.64	9.68
88	7.33	3,826	1.84	9.17
90	9.29	4,790	10.55	19.84
91	13.32	8,105	9.58	22.90
計	46.46	24,006	43.15	89.61



甫喜ヶ峰森林公園施設調査委託業務

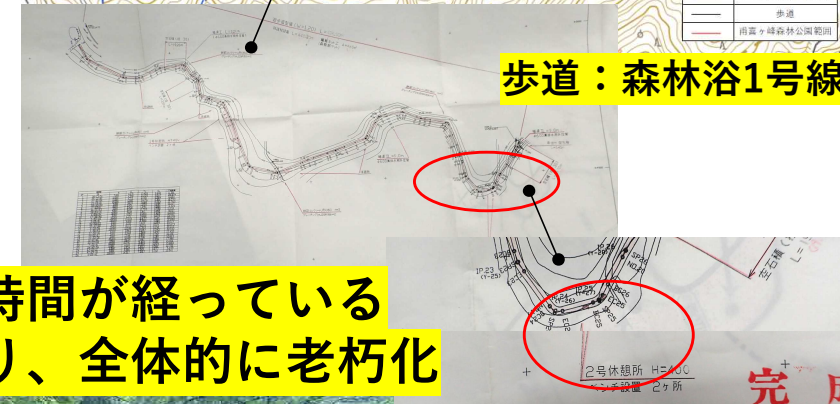
目的・背景

甫喜ヶ峰森林公園 利用者実績(人)

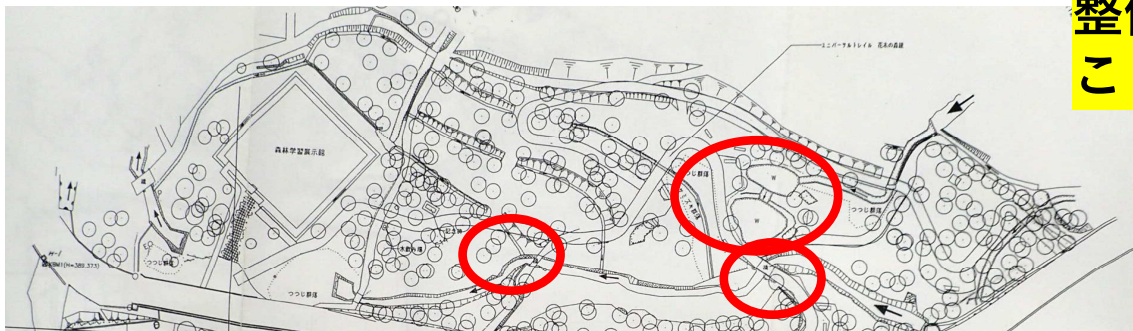
年度	R3	R4	R5
入園者数	58,848	54,889	54,115



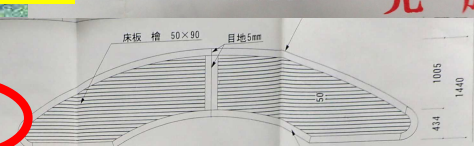
- ・甫喜ヶ峰森林公園は、「森林に関する知識の普及を図り、もって森林愛護の思想を高めるため」設置されている施設であり、R5年度の入園者実績は54,115人となっている。
- ・甫喜ヶ峰の山頂付近には、1万本以上のアセビの木が自生している「アセビの森」や、「昭和53年に開催された第29回全国植樹祭の式典会場となった、「記念の森」が存しており、ファミリーの利用や、サイクリングのコースとしての利用等により県民の憩いの場となっている。
- ・当初、昭和49年から昭和53年にかけ施設等を整備し、また、平成12年から14年にかけて、ユニバーサルデザインを取り入れた施設として再整備した。現在は軽微な修繕を中心として管理している。
- ・そこで、本委託業務により、園内に存する工作物を、その外観や老朽状況とともに整理し、今後の計画的な修繕や再整備のための基礎資料として整備する。
- ・また、今後の整備や運用に向け、専門的な知見を持つ者の目線から整備方法を提案させ、施設の安全管理や魅力の維持向上につなげ、多くの県民に木や自然にふれあう場所の提供を行う。



整備から時間が経っていることもあり、全体的に老朽化



池や橋等の構造物もあり、日々の巡回による点検だけでは確実な老朽化判定が難しい。



ベンチや手すり等歩道内に構造物が散在

全国植樹祭 R7取組について

全国植樹祭の概要

- 天皇・皇后両陛下がご臨席される**四大行幸啓**の一つ。
高知県では、昭和53年の開催以来50年ぶり2度目の開催。
国土緑化運動の中心的行事として、毎年春に各都道府県の持ち回りで**都道府県と（公社）国土緑化推進機構との共催**により開催



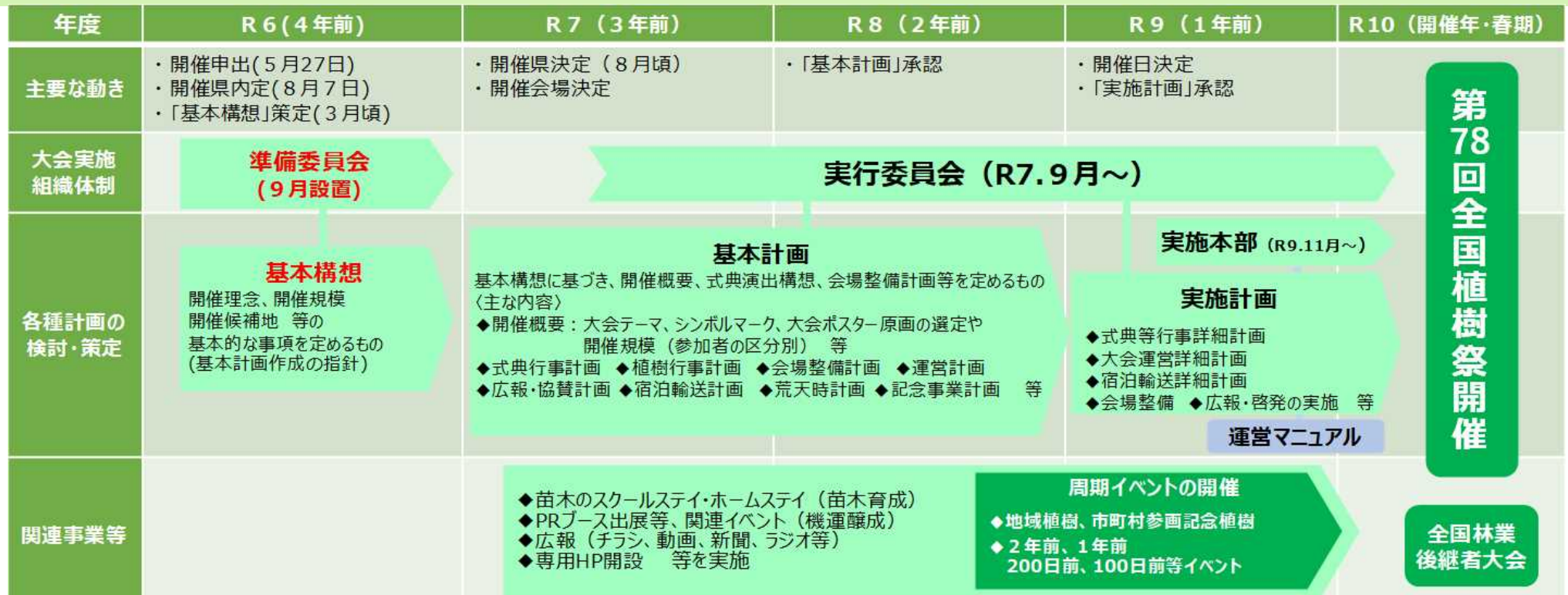
- 行事内容：
 - ・ 両陛下のお手植え、お手播き
 - ・ 招待者による記念植樹
 - ・ 緑化功労者の表彰 等

令和7年度取組の方向性

- 全国植樹祭実行委員会を創設し、式典演出や整備計画等を定める**基本計画を策定**
- また、大会の開催に向けて機運の醸成を図るため、「**全国植樹祭のPR(HP制作、チラシ作成)**」を行うとともに、学校や保育園などの生徒、児童に苗木を育成してもらう「**苗木のスクールステイ**」を55校を目標に実施。（※ 森林環境税を活用）

充当する内容	充当理由
苗木のホームステイ・スクールステイ経費	県内から公募を行い、児童自ら苗木を育ててもらう経験をしてもらうことで緑の大切さを普及する取組であり、森林環境税の目的に合致する。
チラシ・PRグッズ作成経費	全国植樹祭の開催理念を発信する広報であり、広く県民に緑化の大切さを普及する取組であることから、森林環境税の目的に合致する。
HP作成経費	

第78回高知県大会までの全体スケジュール（予定）



第78回全国植樹祭開催

全国林業後継者大会

人々の命や暮らしにかかせない水環境。この水環境を守るため、県内各流域において様々な活動が行われています。

「流域」は、雨降る大地が自ら刻んだ水循環の単位であり、この山から川、川から海へつながる領域、生物多様性のまとまりのよい自然生態系の中で、暮らしが営まれています。

県民（流域市民）でこれらを意識し生活されている方は、どれだけいるでしょうか。

また、自然と共生し、安全で豊かな暮らしを守り、次代に引き継いでいくために、今、自分たちができることは何でしょうか。

森林環境や水環境の保全にかかわる行政や民間団体、県民（流域市民）が集い、学びを深めるとともに、明日への活力につなげていくため『高知の森と水・流域合同フォーラム（以下「フォーラム」という。）』を開催します。

『フォーラム』を通して、**県民の皆さまの森林環境に対する意識向上**が図られます。

フォーラムのテーマ／開催時期・日程／会場／プログラム構成・内容等（案）

1 テーマ

「高知の森と水」について「流域」目線で考える

2 開催時期・日程

令和7年度冬期（令和8年2月頃）、金曜・土曜の2日間

3 会場

高知市内 【初日】 宿泊施設ホール等、【2日目】 大学構内

4 必要な予算

①委託料

※内訳： 人件費、旅費、アドバイザー謝礼金等、需用費、役務費、管理費

②その他事務費

※内訳： 報償費、旅費、需用費、使用料

5 プログラム構成・内容

- 二部構成
行政関係者向け（第一部）と流域関係者・企業様向け（第二部）とで構成
※県民（流域市民）を含めて、片方又は両方への参加自由
- 第一部＜初日・13:30～16:30＞
 - （1）『事例発表』（情報提供） 45分 ※質疑応答時間含む
事業効果の発現事例 2～3例
（例）水辺緩衝林帯を造成した結果河川への水質負荷を和らげる効果を発揮した事例
環境に配慮した河川工事事例、上下流で連携した農業濁水対策事例 等
 - （2）『基調講演』 120分 ※質疑応答時間含む
（仮）「溪畔林保全対策の現状と課題」（宮崎大学農学部森林緑地環境科学科教授 伊藤 氏）
 - （3）第二部の概要紹介 5分
- 第二部＜2日目・10:00～16:00＞
 - （4）『高知の森と水・流域合同ワークショップ』
 - ①全体発表（参加全団体による活動発表）（60分以内）
 - ②テーブル選考（60分以内）
 - ③テーブル選考結果発表（20分以内）
 - ④ポスターセッション（20分以内）
 - ⑤全体討論（90分以内）
 - ⑥各賞の発表・表彰式（30分以内）

参加対象／メインターゲット

- ・国、県、市町村行政関係者（農業、林業、環境、土木職員 等）
- ・各流域の団体、住民組織、個人、環境先進企業、県内大学生 等
延べ300名程度の参加 を想定

運営方針／運営形式

- ・開催内容の一部を外部へ委託（民間のノウハウを活用）
- ・行政としてのコネクションづくり、地域との信頼関係構築、スキルアップにもつなげていく

『ワークショップ』開催では、 参加者間のつながりを重視

- ・県内各地域の方々が交流
- ・他分野の方々が交流
- ・活動団体と企業、行政が交流
- ・学生ボランティアの運営参画による異世代交流

補足資料：第二部／ワークショップの開催（高知の森と水・流域合同ワークショップ開催業務委託料）について ～『高知の森と水・流域』の現状と課題に対応していくための方策の一つとして～

現状と課題 ～保全活動の担い手の確保が急務ではないか？

○四万十川をはじめとした各流域では、高齢者を中核とし山や川、水辺に関わる様々な取組を行っているが、高齢化により今後縮小の一途を辿ることが予想されるものの、県内全体の状況把握はできておらず、全容は不明。

○他流域の取組を知り自分たちの取組を知っていただく機会や課題等を共有し皆で解決方法を探っていくための情報交換の場、きっかけづくりの場がない。また、横のつながりや新たな担い手の参画もままならず、個々に奮闘している状況。

○高知の歴史や暮らしの中で恵みをもたらしてきた森と水の環境を次代に引き継いでいくため、子どもたちが森と川、暮らしとのつながりを理解し保全意識が育まれるよう、環境学習や体験活動などに注力しているが、潜在的なニーズに対し活動人員を確保できないなどマンパワー不足。

課題に対応した取組

- ・活動者同士が知り合い、つながり、相互協力や連携を結ぶきっかけとなり得る**場の創出**
- ・今後の活動の担い手となり得る**人材の発掘**

活動者が集うワークショップを開催し、若い世代が運営等に参画する形で交流

期待される効果

- ① 取組の発信や課題等の共有を通じて、**森や川とともにある暮らしの大切さ、森林環境・水環境を次代につないでいくことの大切さを再確認・再評価し、さらなる実践や活動者の参画を喚起**
- ② 交流を通じて、互いに認め合い熱意を共有、触発することで、活動意欲の維持向上、相互協力や連携の可能性の拡大、次世代育成につなげられる
- ③ 毎年継続的に取り組み、県民機運にも働きかけていくことを通じて、各流域での活動の輪を拡げ、**森と水環境を守り、健康で豊かな暮らしを守っていくことにつなげられる**
- ④ 運営側（県）においては、産学官民連携の取組としていくことで、他施策の検討・新たな取組の創出にもつながるコネクションを獲得
- ⑤ 運営側（県）においては、県内で保全活動等に取り組む団体、住民組織、個人の存在や状況を把握する（団体等の情報をリスト化する）ことができ、**環境先進企業とのマッチングなど、地域への支援に必要な取組の検討・実施に活用**していける
- ⑥ 運営側（県）においては、**県の施策（森林整備、森林環境税、協働の森づくり、協働の川づくり）を県民に情報発信する機会の一つ**とできる

委託業務内容及び必要な予算（見積金額）

- ・ワークショップ内容の企画・実施、県や各流域関係者等との連絡調整
- ・ワークショップ運営を通じて開拓した人脈やノウハウを県職員に伝授
- ・ワークショップに参加した保全活動団体、住民組織、個人等の情報のリスト化 等

※委託費内訳

人件費、旅費、アドバイザー等謝礼金等、需用費（消耗品費、チラシ制作費、看板制作費、H P 掲載等）、役務費、管理費

ワークショップ構成案 ※実施イメージ

- ① 全体発表（参加全団体による活動発表）（60分以内）
 - ・全体会場で応募者による各自 3 分間のプレゼンテーション
- ② テーブル選考（60分以内）
 - ・事前にグループ分けし、3 つのテーブルに分かれる
 - ・発表者と選考員とで議論を深め、全体討論に推薦する"いち押し（推し）" の活動を選考
- ③ テーブル選考結果発表（20分以内）
 - ・全体会場で各テーブルから推薦された団体を発表
- ④ ポスターセッション（20分以内）
 - ・事前に募集し展示した活動紹介パネル等を来場者が見比べ、応援したい活動に応援メッセージカードを贈る
- ⑤ 全体討論（90分以内）
 - ・2 分間で活動内容を発表、5 分間の質疑
 - ・選考委員、コメンテーターを中心に、明日からの活動の参考になるような活動を取り上げて、参加者全員でさらに議論を深める
- ⑥ 各賞の発表・表彰式（30分以内）
 - ※すべての参加者がいずれかの賞を受賞する形（重複受賞の可能性あり、企業様の協賛あり）



【選考委員】
行政関係者（農業、林業、環境、土木）、大学教授、協働の森づくり・協働の川づくり企業関係者 等

委託期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

契約の相手方

公益財団法人四万十川財団

契約方法

地方自治法施行令第167条の2 第 1 項第 2 号該当による随意契約
【2 号随契理由】

全国開催の川づくりワークショップなどへの参加経験が豊富かつ河川財団など専門家との人脈があり、四万十川条例推進にかかる人づくりを実践しているなど、連携・調整のノウハウを有するため「契約事務の適正化要綱」セ：特定の事務を委託するとき に該当



森林保全活動などを通じて、豊かな生態系や里山の原風景を残した高知の森と水環境を次代につないでいく



運営業務の大半を人脈やノウハウを有する民間団体に委託し実施

【委託外で県が直接担う業務】 ※このうち、県の森林施策や協働の森づくり事業関係者に関わる部分は部内連携。物部川や仁淀川等の清流保全推進協議会関係者、協働の森づくり事業・協働の川づくり事業関係者の調整、ワークショップへの出展、ワークショップの運営補助等。大学関係者との調整やコネクションづくりは、委託先と連携し行う予定。

概要

- 脱炭素社会の実現等に資する**木造化・木質化された非住宅建築物**や**4階建て以上の中高層住宅**を「高知県環境不動産」として認定。
 ○高知県環境不動産に対し、**税制面**や**都市計画面**で**優遇措置**を実施。

県産木材の需要拡大

1. 高知県環境不動産とは

- 【定義】 木材を使用した非住宅建築物（商業施設、オフィスビル、病院等）及び4階建て以上の住宅（戸建てを除く）であって、下記項目に該当するもの。
 ①環境品質・性能の向上や環境負荷の低減のための措置が適切に講じられたもの（CASBEE）
 ②一定規模以上の木材の使用量を有するもの（県独自基準）

【評価方法】 ①CASBEE + ②県独自基準 → 高知県環境不動産

①CASBEE（建築環境総合評価システム）

$$\text{環境性能効率 (BEE)} = \frac{\text{環境品質・性能 (Q)}}{\text{環境負荷 (L)}}$$

5段階評価：S、A、B+、B-、C
 ・B+：高知県環境不動産
 ・A、S：優遇措置の対象

項目 環境品質・性能 (Q)：室内環境、サービス性能、室外環境（敷地内）※57項目
 環境負荷 (L)：エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境 ※35項目

②県独自基準

基礎評価

- ・延床面積 300㎡以上
- ・木材使用 0.15㎡/㎡以上
- ・県産木材使用 60%以上

1. 林業・木材産業の持続性確保

木材の使用量、森林認証や再造林の取組を評価。

2. 脱炭素社会の実現

輸送距離の短縮や製造工場の低炭素の取組を評価。

3. 快適空間の形成

内装の木質化を評価。

4. 良好な景観の形成

外装、外構の木質化を評価。

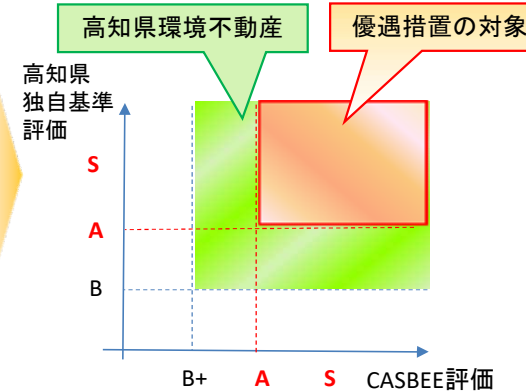
5. 地域経済の活性化

県産材の使用、県内事業者の活用を評価。

総合評価

3段階評価：
S、A、B
 ・B：高知県環境
不動産
 ・A、S：優遇措置
の対象

○評価のイメージ



○高知県環境不動産（構造体）のイメージ



2. 高知県環境不動産の優遇措置

○優遇措置

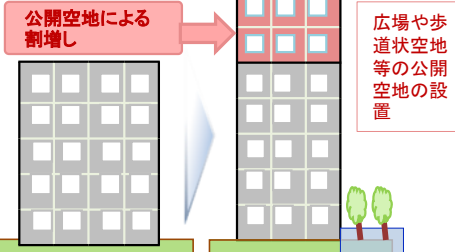
【財政面】

不動産取得税（県税）の軽減措置
 ※不動産取得税＝課税標準額の4%



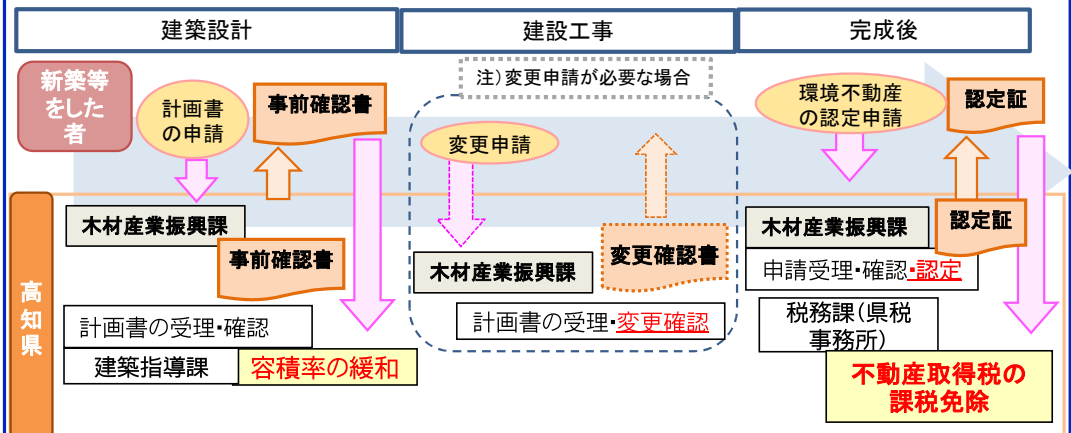
【都市計画面】

環境不動産に認定された建築物について、環境配慮及び木材使用量による**容積率の割増**を行う。



○優遇措置の対象
 CASBEE:A以上、県基準:A以上

3. 環境不動産の認定及び課税免除までの流れ



現状と問題点

①科学的根拠に基づく順応管理が重要

シカの個体数(生息数)を推定し、科学的根拠に基づき順応的管理を行うことは、捕獲数の設定や捕獲のコントロールのために欠かすことのできない重要なモニタリングである。

「第5期高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(R4~R8年度)」では、捕獲目標頭数を2.5万頭と定め、捕獲の管理及び推進を行っているが、現在の管理計画に基づく捕獲対策が適切であるか評価するためには、最新(令和6年度末時点)の生息数推定が必要。得られたデータは第6期の管理計画策定にも寄与される。

②推計データデータが古い

現在の最新のベイズ推定データはR3年度に実施したものであり、R2年度までの捕獲実績や出猟カレンダーによるSPUE(目撃効率)、令和2年度に実施した糞粒糞塊法調査データを使用している。

ベイズ推定は、データが集まるたびにベイズ更新によって正確性が向上していくため、モニタリングは最低でも2~3年のスパンで行うべきであり、シカの生息数の将来予測をより正確にするためには最新のデータによる推定が必要である。

②R3ベイズ推定に使用したデータ

年度	捕獲数 合計(頭)	狩猟 捕獲数 (頭)	有害 捕獲数 (頭)	糞粒密度 (粒/m ²)	糞塊密度 (/km)	目撃効率 (頭/人・日)	森林面積 (km ²)
H15	2,934	1,579	1,355	0.789			5,948.69
H16	2,731	1,353	1,378	0.170			5,980.72
H17	3,024	1,724	1,300				5,979.59
H18	3,654	2,096	1,558				5,979.78
H19	4,710	2,953	1,757	1.802			5,979.43
H20	8,395	4,956	3,439				5,979.50
H21	11,361	6,871	4,490				5,978.23
H22	11,364	6,541	4,823	0.916			5,978.26
H23	13,468	6,889	6,579	1.887			5,967.81
H24	15,845	7,697	8,148	0.613		0.742	5,961.85
H25	19,093	8,088	11,005	0.721		0.806	5,958.10
H26	21,124	8,266	12,858	0.951	6.237	1.016	5,956.01
H27	20,556	7,388	13,168			0.591	5,951.53
H28	19,554	6,788	12,766		6.113	0.480	5,949.92
H29	19,079	6,172	12,907			0.503	5,947.26
H30	19,871	8,006	11,865			0.541	5,947.26
R1	19,414	6,690	12,724			0.501	5,945.17
R2	20,286	7,238	13,048	1.016	12.208	0.449	5,943.32

①第5期高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の概要

(計画期間: 令和4年4月1日~令和8年度3月31日)

	A管理ユニット (県西部)	B管理ユニット (県中部)	C管理ユニット (県東部)	全県
推定自然増加頭数	6,218		8,216	16,556
推定自然増加率(%)	28		19	22
推定生息頭数				74,747
年間捕獲目標頭数	7,000	2,000	16,000	25,000

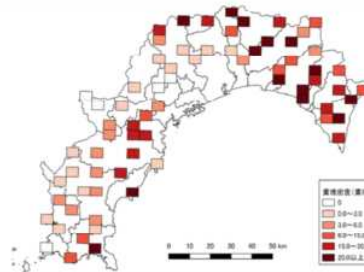


図7. メッシュごとの糞塊密度結果(令和2年度)

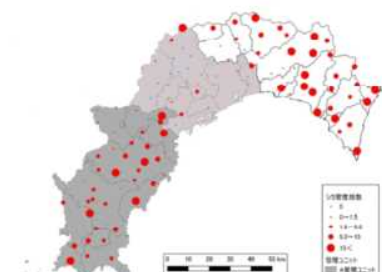
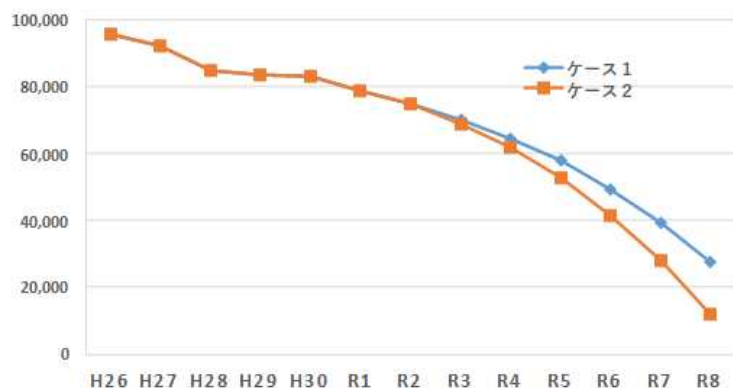


図8. 糞粒調査により算出したシカの生息密度分布(令和2年度)

③R3ベイズ推定による将来予測



ケース1=R3年度推定時の将来予測(R2年度捕獲頭数20,286頭を続けた場合)
ケース2=実際の捕獲頭数による予測(R6年度以降は22,185頭を続けた場合)

④個体数推定の実施スパン

H25年度	第3期特定計画(H24~28年度)の順応管理のための中間推定
H28年度	第4期特定計画(H29~R3年度)策定のための推定
R1年度	第4期特定計画の順応管理のための中間推定
R3年度	第5期特定計画(R4~R8年度)策定のための推定
R7年度	第5期特定計画の順応管理のための中間推定及び 第6期特定計画(R9~R13年度)策定のための推定

最新の生息数推定と将来予測に基づく適正な捕獲計画は、予算の効率的な執行に不可欠

シカ個体数調査業務委託料

【委託内容】

○最新のニホンジカの生息状況等を把握するため、ベイズ推定を委託する。

* 委託先: 野生動物の調査等を行う専門機関



①第5期管理計画の中間評価

②最新の生息数推定と将来予測を基にした第6期管理計画の策定

⇒ 早期に適正頭数へと誘導する施策の検討

③生息数推定に基づく市町村ごとの最新の捕獲目標の設定が可能
⇒ シカが高密度化している市町村等で県とのより一層の連携協力による捕獲目標の達成

○ベイズ推定とは……

生息数と相関がある複数の指標と捕獲数の経年変化を用いて、自然増加率など既知の生態情報を活用しながら確率論的な計算を行い個体数推定を行う手法。水産資源管理の分野で広く活用されており、H25年度から国がシカの推定に採用。

具体的には、捕獲数と生息密度指標の時間的な変化を記述したモデル(Harvest-based model)を基本とした階層ベイズモデルを構築し、マルコフ連鎖モンテカルロ法(※)によって推定を行う。

※MCMC法は、最初の100万回はサンプリングせず、次の2,000万回のうち2,000回に1回サンプリングし、計1万回のサンプリングを行う方法

捕獲計画に基づく施策の実施

予算の適正な執行

早期の適正頭数への誘導

シカ捕獲にかかる予算の削減

補植等支援 【新規】

事業のポイント

シカ等の野生動物から植栽木を守る防護施設を設置し維持管理を実施しても、野生動物による苗木の食害が発生していることから、苗木の食害等を受けた造林地に対する補植及び忌避剤散布に要する経費を支援し、健全な森林を生育する。

◆事業の内容等

事業主体：林業事業者
(補助事業者)

補助対象経費：補植及び忌避剤散布に要する経費

予算額：

補助率：定額(1/2相当額)

補植：19,000円/ha・100本当たり

忌避剤散布：4,000円/ha・100本当たり

事業量：補植：18ha(770本/ha) ※要望量を加重平均

忌避剤散布：9ha(1,830本/ha) ※要望量を加重平均

補助要件：

- ・野生動物による食害により当初の植栽本数が1,500本/haを下回った場合に当初の植栽本数又は2,000本/haのいずれか低い本数まで補植を支援する
- ・最初の植栽実施年度から5年以内であること
- ・気象害は除き野生鳥獣に限る
- ・補植は1回に限り実施できる



◆現状(背景)

・野生動物による苗木の食害が発生すると、成林するために必要な植栽本数が確保できなくなる可能性があり、低密度植栽を推進するための課題となっている。

・苗木の食害を受けた際に、補植を支援する国庫補助事業はないことから、森林所有者が補植を希望しても、経費を100%負担してまで補植する事例はほとんどない。

・近年では、野ウサギによる食害が増加傾向にあるが、捕獲が難しいことや、シカネット内に潜伏していることもあり対策が困難。

(参考) 資材を破壊するなど野生動物が造林地内に侵入することがあるため、令和6年度から施設の点検管理を行う補助事業を開始。(シカ防護柵点検管理)

◆必要性

・野生動物による食害の理由で、低密度植栽に不安を持つ森林所有者や事業者に対して後押しすることができる。

⇒低密度植栽で確実に人工林資源を確保

・ウサギによる食害を防ぐためには、忌避剤散布が効果的。